

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	本庁 統轄監 部長（農業大学校の部長を除く。） 理事監 本部長 次長 参事監 局長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学校の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（技術普及室の室長を除く。）を除く。） 副局長 副本部長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部企業立地・移住促進チーム</u> のチーム長に限る。） 参事 税務専門員 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに <u>総務課秘書担当、人事企画課及び業務効率推進課改革推進担当の主幹</u> に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（ <u>総務課庁舎管理担当、人事企画課、福利厚生課及び業務効率推進課改革推進担当の副主幹</u> に限る。） 監察員 主事（人事企画課の主事で、企画に	知事事務部局	本庁 統轄監 部長（農業大学校の部長を除く。） 理事監 <u>防災監</u> 本部長 次長 参事監 <u>医療政策監</u> 局長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学校の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（技術普及室の室長を除く。）を除く。） 副局長 副本部長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部企業立地・産業チーム</u> のチーム長に限る。） 参事 税務専門員 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに <u>人事企画課及び業務効率推進課改革推進担当の主幹</u> に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（ <u>総務課庁舎管理担当、人事企画課、福利厚生課及び業務効率推進課改革推進担当の副主幹</u> に限る。） 監察員 主事（人事企画課の主事

	関する事務を行うものに限る。)		で、企画に関する事務を行うものに限る。)
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。